

富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

富士山静岡空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）長（以下「会長」という。）は、富士山静岡空港の利活用促進を図るため、富士山静岡空港の発着便を利用して教育旅行を実施する学校に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校
小・中・高等学校、特別支援学校、各種専門学校
- (2) 教育旅行
学校が主催する修学旅行、研修旅行等で児童、生徒が参加する旅行
- (3) 分便
1つの目的地に旅行する際、参加者を2つ以上の集団に分けて、複数の航空機を利用すること

第3 補助の対象及び補助率（額）

補助の対象となる経費並びに補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
交付申請書（様式第1号）
- (2) 提出期限
別に定める期日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する事業費の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 交付の決定及び確定

会長は、前項の交付申請に係る書類を審査し、履行を確認したときは、交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第7 補助金の請求

補助金の交付決定及び確定の通知を受けた者（以下「学校」という。）は、速やかに請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

第8 補助金の支払い

会長は、請求書を受理した月の属する月の翌月の末日までに、学校に補助金を支払うものとする。

第9 補助金の返還

学校は、この要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付された補助金を会長に返還するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、富士山静岡空港教育旅行利用促進事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会

会長

様

〒

所在地

学校名

代表者名

(担当者名)

電話番号

印

富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金交付申請書

富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助区分		申請額
差額補助		円
計画変更	①航空機利用へ変更	円
	②3コース分割	円
	③分便	円
	④日程変更	円
合計		円

※以下に掲げる資料を添付すること

- ・ 旅行会社からの請求書の写し（内訳が分かるもの）、行程表
- ・ 前年度の旅行実績のわかる書類（請求書の写し、行程表）

【差額補助について申請する場合】他空港利用の場合の見積書

(様式第2号)

静空協第 号
平成 年 月 日

様

富士山静岡空港利用促進協議会
会長

富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金交付決定及び確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金について、下記のとおり決定及び確定したので通知します。

記

補助金の額	金	円
-------	---	---

(様式第3号)

平成 年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会
会長 様

〒
所在地
学校名
代表者名
(担当者名)
電話番号

印

富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け静空協第 号で交付決定を受けた富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金として、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円
振込銀行名	
預金種別及び口座番号	
口座名義(カナ)	

別表

区分	対象及び補助要件	補助額	備考
差額補助	富士山静岡空港を利用する際、他空港を利用する場合と比較して、学校から空港までのアクセス費用と航空運賃の合計が高くなる場合	富士山静岡空港を利用する場合において、学校から空港までの移動にかかる費用及び航空運賃の合計と、他空港を利用する場合の学校から空港までのアクセス費用及び航空運賃の合計の差額 (差額の全額)	②～④との重複支給可能
計画変更	①航空機以外の手段を利用していた学校が、航空機利用に変更し富士山静岡空港を利用した場合	1,250円/人(片道) 限度額20万円/校(片道)	①は、変更した初年度のみ対象とし、各学校1回のみ。 ①～④で、複数の要件に該当する場合、合算する。
	②富士山静岡空港を利用するため、新たにコース(目的地)を3つ以上に分けて、いずれかのコースで富士山静岡空港を利用した場合	20万円/校	
	③富士山静岡空港を利用するため、分便した場合	20万円/校	
	④県及び協議会の依頼に応じて、土曜日又は日曜日を含む日程に変更した場合	日程変更に伴い増加した宿泊費、バス借上げ代等の費用の全額	